

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年8月3日	株式会社寛陸(法人番号9122001026045)代表者 竹中 明	大阪府大東市深野3丁目10-18	本社営業所	大阪府大東市深野3丁目10-18	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年6月29日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が確認された。(1)業務の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0
令和8年8月4日	株式会社上甲(法人番号9140001027490)代表者 上甲 哲	兵庫県神戸市東灘区御影浜町5番地 昭和産業内	本社営業所	兵庫県神戸市東灘区御影浜町5番地 昭和産業内	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年5月14日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年8月4日	株式会社エートラフィック(法人番号9130001065244)代表者 倉原 洋祐	京都府宇治市槇島町千足18番地1	本社営業所	京都府宇治市槇島町千足18番地1	輸送施設の使用停止処分(60日車)	貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号	令和7年9月18日及び同年9月29日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診】(安全規則第3条第6項)、(3)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記載事項等の不備】(安全規則第10条第1項)	6	6
令和8年8月7日	有限会社栄友ライン(法人番号8140002031757)代表者 川崎 裕貴	兵庫県三木市末広1丁目13番地13号	本社営業所	兵庫県三木市末広1丁目13番地13号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(最高速度違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年8月10日	鴻池運輸株式会社(法人番号5120001079182)代表者 鴻池 忠彦	大阪府大阪市中央区伏見町4丁目3番9号	陸運大阪営業所	大阪府大阪市大正区小林西1-13-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年7月1日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が確認された。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業運輸安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年8月17日	有限会社エムテック(法人番号8130002023838) 代表者 森田 慶一	京都府京都市伏見区横大路一本木45番地1	滋賀営業所	滋賀県湖南市夏見368-3	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年7月7日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者等台帳【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(安全規則第10条第2項)	0	0
令和8年8月20日	株式会社神戸河西運輸(法人番号1140001003292)代表者 中井 慎悟	兵庫県神戸市灘区味泥町3-29	本社営業所	兵庫県神戸市灘区味泥町3-29	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年6月12日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者等台帳【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)、(2)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年8月21日	株式会社LIBERO(法人番号8120003005828)代表者 小村 裕之	大阪府大阪市西淀川区佃三丁目19番97号	本社営業所	大阪府大阪市西淀川区佃三丁目19番97号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年8月21日	アベックス物流有限会社(法人番号1120002077965)代表者 阿部 孝行	大阪府門真市三ツ島5丁目12番10号	本社営業所	大阪府門真市三ツ島5丁目12番10号	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和8年8月24日	マグチトランスロジ株式会社(法人番号2120001029834)代表者 湯浅 勝也	大阪府大阪市港区海岸通1-5-29	津守営業所	大阪府大阪市西成区津守3丁目117番77、117番2	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年7月24日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が確認された。(1)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業運輸安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	0	0
令和8年8月25日	酒由運送株式会社(法人番号9120001001844)代表者 村上 浩隆	大阪府大阪市鶴見区4丁目7-18	本社営業所	大阪府大阪市鶴見区今津北4丁目7-18	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和8年7月8日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が確認された。(1)運転者等台帳【記載事項等の不備】(貨物自動車運送事業運輸安全規則第9条の5第1項)	0	0